

役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則

令和2年2月5日

社会福祉法人大北社会福祉事業協会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人大北社会福祉事業協会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せ「役員等」という。

(報酬)

第3条 役員等に対しては職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。
ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

(1) 非常勤の役員 報酬

(2) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会への出席など法人・施設運営の業務にあたった都度支給する。

2 報酬は現金により支給する。

3 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が招集に応じたとき、又は法人業務のため旅行した時は、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

(準用規定)

第7条 この規則で規定するもののほか、旅費及び費用弁償の額に関しては、職員の旅費に関する規則（平成3年社会福祉法人大北社会福祉事業協会規則第1号）の規定を準用する。

附則（令和2年2月5日 規則第1号）

1 この規則は令和2年3月3日から適用する。

2 役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則（昭和50年社会福祉法人大北社会福祉事業協会規則第5号）はこの規程施行の日に廃止する。

別表第1（第3条関係）

区分	報酬の額（日額）	備考
非常勤の役員	3,000円	
監事	8,000円	監査業務に従事する場合に限る
評議員	3,000円	

(別紙)

役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則の取り扱いについて

役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則（令和2年2月5日社会福祉法人大北社会福祉事業協会規則第1号）第3条、第7条の取り扱いについて次のように定める

- 1 役員等のうち、市町村長、経営施設長の職にある者については報酬は支給しない。また、車賃については公用車、業務用車両の利用が明らかな場合は支給しないものとする。